

学校いじめ防止基本方針

滝沢市立柳沢小中学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

児童生徒は学校生活の中で生じる人間関係のトラブルを、自分の努力や友達、先輩、先生、保護者との関わりの中で解決を図り、成長していくものである。よって、人間関係のトラブルをすべていじめとして取り上げ、対処していくことは児童生徒から成長の機会を奪うことになりかねないとも言える。しかし児童生徒の様子を注意深く見守り、見逃してはならないものについては学校や周囲の大人が責任ある対応をしていく必要がある。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めることができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の人権を守り、自死を防ぐことが特に重要であることを認識しつつ、市及び市教委、学校、家庭、地域、その他の関係者との情報共有と連携の下、いじめ問題を克服することを目指していかななければならない。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「新しい時代を生き抜く、心身ともに健康で、人間性豊かな生徒を育む」ことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む、いじめを受けた児童生徒の人権を守り、自死を防ぐことが重要であることを認識し対応にあたる。

2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策法）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、積極的に認知する。法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛」を「適度の苦しみ」などのように程度を限定して解釈されないように努める。

3 いじめ防止基本方針

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。特に、教職員による暴力行為、及びことばによる過度な叱責は、いじめの発生や深刻化を招きうることから禁止を徹底する。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめの防止（未然防止のための取り組み等）

1 教職員による指導

- (1) 学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、毎月11日を「安心・安全・心の日」と定め、講話を心がける。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒が自主的に行う児童会（生徒会）活動に対する支援を行う。
- (7) 友達が嫌がる言葉を使わない、嫌がる行為をしない等、指導の徹底を図り、日常的な言葉遣いについても、子どもが「良い言葉」を使うように指導し、子どもたちと寄り添う時間を大切にする。
- (8) すべてのいじめに対して、「人間として絶対に許されない行為である。」という正義の心を育む。

2 児童生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会（生徒会）活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員
校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭
- (2) 取組内容
 - ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
 - ② 指導レベルA～Dの判断
 - ③ いじめにかかわる研修会の企画立案
 - ④ 未然防止、早期発見の取り組み
 - ⑤ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
 - ⑥ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期
いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童生徒の主体的な取組

児童会や生徒会活動を中心にして「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」を活用するなどし、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論する取り組みを推進する。

【小学校】

- (1) 児童会による「縦割り遊び」「やなぎっこタイム」等、好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組を行う。
- (2) 異年齢や児童の活動を通して、リーダーシップや協調性を育む。

【中学校】

- (1) 生徒会による行事や委員会活動を通して、好ましい人間関係づくりに努める。
- (2) 生徒会活動や部活動を通して、リーダーシップや協調性を育む。

5 情報モラル教育の充実

ネット上でのいじめの発生を防ぐために、「滝沢市中学生情報モラル宣言」や令和5年度の協議した「SNSトラブル防止リーフレットなどを活用し、児童生徒が情報機器使用の課題を自分事として考え、正しく利用しようとする態度を育成する。

6 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、校報や学級通信を通じて保護者や地域に子供の変化やささいな兆候への気づきを積極的に学校へ相談できるよう学校と地域、家庭が連携して見守る姿勢作りに協力を呼びかける。

【例】「いじめのサインに敏感に!」: 元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容 など

- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 学級活動等で、いじめについて考えるにあたり、保護者にインタビューしたり、通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介したりする。

7 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会…年1回（後日提案）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断…随時

8 PDCAサイクルの時期と期間

(1) サイクル

P計画	・組織 ・年計 ・学校いじめ防止基本方針の共通認識（年度始）
D実行	・校内研修会（1回） ・情報交換（随時） ・調査と面談（小学校5回、中学校4回） ・健康質問票（1回） ・心とからだのヘルスチェック（3回） ・心とからだの健康調査（1回） ・情報交換（随時） ・生徒指導事例研究会
C評価	・学校評価（保護者、職員、児童生徒）（1回） ・調査集計（小学校5回、中学校4回） ・保護者、児童生徒自己評価（3回）
A改善	・年度末反省

(2) 時期と期間

月	小学校	中学校
4	・健康質問票	・健康質問票
5	・楽しい学校生活アンケート ・教育相談	
6		・いじめ調査 教育相談
7	・楽しい学校生活アンケート ・教育相談	・心とからだのヘルスチェック
8	・職員自己評価	職員自己評価
9	・楽しい学校生活アンケート ・教育相談	・いじめ調査
10		
11	・いじめ調査 ・学校評価保護者アンケート ・教育相談 ・心とからだの健康調査	・いじめ調査 ・学校評価保護者アンケート ・教育相談 ・心とからだの健康調査
12	・職員自己評価	・心とからだのヘルスチェック ・職員自己評価
1	・教育相談	
2	・楽しい学校生活アンケート	・いじめ調査
3	・1年間の健康生活の振り返り ・心とからだのヘルスチェック ・職員自己評価 ・児童自己評価	・心とからだのヘルスチェック ・職員自己評価 ・生徒自己評価

Ⅲ 早期発見の（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための）手立て

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われることが多いことを全職員で認識し、小さな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って積極的に認知する。また、児童生徒からの訴えや保護者からの相談は、すべて「いじめである」と捉え、迅速・丁寧に対応する。
- (2) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (3) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記や生活ノート等も活用する）
- (4) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても児童生徒の様子に目を配るよう努める。
- (5) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査

【小学校】年5回（5月、7月、9月、11月、2月）【中学校】年4回（6月、9月、11月、2月）

- (2) 保護者を対象としたアンケート調査
【小学校】年1回 【中学校】年1回
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査
【小学校】年5回(5月、7月、9月、11月、2月) 【中学校】年3回(6月、11月、2月)
- (4) 心とからだの健康観察 年1回(11月)
- (5) 調査結果はその都度、調査集計用紙を作成し、会議等で教職員間の共通理解をはかる。

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

※本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

○日常のいじめ相談（児童生徒及び保護者）……	全教職員が対応
○スクールカウンセラーの活用 ……………	教諭・教育相談担当
○地域からのいじめ相談窓口……………	副校長
○インターネットを通じて行われるいじめ相談……	学校または所轄警察署
※すこやかテレフォンたきざわ（市教委）……	019-687-3866
※24時間いじめ相談電話（県教委）……	019-623-7830
・SNSでの利用が可能な相談窓口の周知に努める。	

IV いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめの疑いがあったり、いじめの発見や通報を受けたりした際に、報告・連絡・相談できる教職員間の雰囲気づくりや情報を共有できる体制づくりを構築しておく。教職員は小さな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに「いじめ防止対策委員会」に報告・共有・相談する義務がある。

いじめに関する情報を抱え込み、いじめの防止等の対策のための組織に報告を行わないことは法に第23条第1項に違反し得ることを周知する。

- (2) 指導に当たっては、校長をリーダーとする「いじめ防止対策委員会」により、「指導レベル」を判断し、教職員全員で共通理解し、保護者や関係機関との情報共有と連携の下で組織として取り組む。

指導レベル

A段階	子ども同士での解決が見込まれるレベル
B段階	教師の指導の下で解決が図られるレベル
C段階	教師の指導後も十分に配慮し、継続的な指導が求められるレベル
D段階	行為が悪質で重大事態となりうるレベル

- (3) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。いじめを安易に「解消した」とせず、日常的に注意深く観察し、継続的に指導を行う。
- (4) いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」としない。
- (5) 少なくとも次の2つの要件が満たされて、いじめが解消している状態と判断する。
 - ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3ヵ月を目安）していること
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- (6) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、必ず情報を共有し、速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。校長以下すべての教職員が組織的に取り組み、問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、滝沢市が示した「いじめ指導レベル」に照らし合わせて適切に判断する。
- (4) いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行い、信頼関係の再構築と学校教育への理解に努める。
- (6) いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童生徒の心を癒すために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署に通報して連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、教職員全体で共通理解をはかり、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは【法第28条】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生し、「いじめ対応レベル C、D段階」と判断できる場合は、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものであるとして対処する。

3 重大事態の調査

○学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する
- (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

○学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI その他

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- ・いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

2 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

3 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

滝沢市令和8年1月26日付